

## 職員の処分について

平成28年5月30日

人 事 課

## 1 事案の概要

平成28年3月28日、山本福祉事務所において、特別障害者手当受給者への重度障害者加算等の認定漏れにより、3世帯に扶助費の支給不足があることが判明した。

- ・ 認定漏れ加算の種類 重度障害者加算など4加算
- ・ 認定漏れ期間 4か月～77か月
- ・ 支給不足額 約6万円～約380万円

## 2 処分内容（発令 平成28年5月30日）

## (1) 当事者

## ○ 加算事由が発生した段階で必要な加算認定を行っていなかった職員

秋田地域振興局管内の地方機関の職員	男	43歳	戒告
山本地域振興局福祉環境部の職員	男	41歳	戒告
同上	男	27歳	戒告

## ○ 対象世帯を引き継ぎ、加算認定漏れを見落とししていた職員

企画振興部の職員	男	27歳	訓告
同上	女	26歳	訓告
山本地域振興局福祉環境部の職員	女	63歳	訓告
同上	女	23歳	訓告

## (2) 管理監督責任（当時の所長、査察指導員）

秋田地域振興局福祉環境部の次長	男	57歳	訓告
健康福祉部の班長	男	52歳	訓告
秋田地域振興局管内の地方機関の班長	男	52歳	訓告
山本地域振興局福祉環境部の班長	男	49歳	訓告